



ロタウイルスワクチンについて

～ワクチンでロタウイルス胃腸炎を予防しましょう～

1. どんな病気？

- ・ロタウイルス胃腸炎は、乳幼児に多く起こるウイルス性の胃腸炎の一つで、ロタウイルスというウイルスが原因です。ロタウイルスは全世界に広く分布し、衛生状態に関係なく世界各地で感染がみられます。
- ・日本でのロタウイルス胃腸炎の発症は、冬から春に多く、主に生後3～24か月の乳幼児に起こりますが、ピークは生後7～15か月です。ロタウイルス胃腸炎は、乳幼児の胃腸炎の中では最もひどくなりやすいことが知られています。こまめに水分を与えているつもりでも、嘔吐や下痢がひどいと、水分補給が間に合わなくなったり、赤ちゃんが口から何も受け付けなくなったりします。こうなると、体の小さな赤ちゃんは、急激に脱水が進みますので、すぐに適切な処置をしないと命にかかわることもあります。

2. 症状は？

- ・激しい嘔吐や白っぽい水のような下痢が特徴的なロタウイルス胃腸炎は、他の胃腸炎よりも回復に時間がかかります。通常、症状が治まるまで7日間程度かかり、この間に繰り返される下痢や嘔吐で脱水を起こしやすくなります。
- ・ほとんどの場合は特に治療を行わなくても回復しますが、時に脱水、腎不全、脳炎・脳症を合併することもあり、症状が重く脱水が強い場合には入院が必要となることもあります。

3. 予防は？

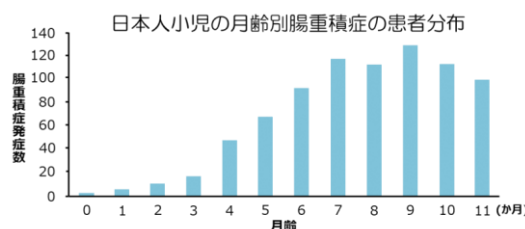
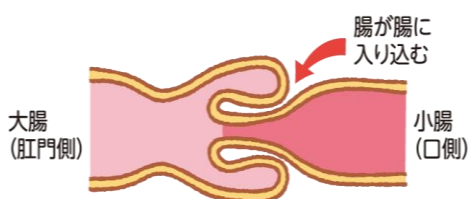
- ・ロタウイルスは環境に強く、条件が合えば、約10日間生きています。また、せっけんや消毒用アルコールにも強いいため、哺乳瓶用の消毒液などの塩素系漂白剤（消毒薬）でしっかり消毒しなければ取り除けません。
- ・ワクチンの接種により、重症胃腸炎を減らすことができます（ロタウイルス胃腸炎による入院患者を約70～90%減らすことができたと報告されています）。ロタウイルスワクチンは2種類あり、どちらも飲むタイプの生ワクチンです。ワクチンは2種類あり、同様の効果があります。2回接種を受けるものと3回接種を受けるものがあります。最初に受けたワクチンと同じ種類を接種してください。

4. 副作用（副反応）は？

- ・ワクチンを接種した後に、ウイルスに対して身体が何らかの反応を示すことがありますが、通常は数日程度で治まります。副反応は、主にぐずり（不機嫌）、下痢、嘔吐、胃腸炎、咳、鼻水、腸重積症などが報告されています。
- ・国内外でのロタウイルスワクチン発売後の調査から、ロタウイルスワクチン接種後（特に1週間）、わずかに腸重積症のリスクが高まると言われています。

【腸重積症について】

腸重積症とは、腸管に腸管が入り込み、腸が閉塞状態になることです（下図）。ワクチン接種後1週間程度、腸重積の発症が、わずかですが上がる可能性が知られています。0歳児の場合、ロタウイルスワクチンを接種しなくても起こることがある病気なので、ワクチンを接種しなくても注意が必要です。もともと、4～5か月齢ぐらいから月齢が上がるにつれて多くなる病気（下のグラフ）ですので、早めにワクチンを接種完了しましょう。以下のような症状が現れた場合は、早く受診することが重要です。



腸重積症は、手術が必要になることもあります。発症後、すぐに治療すれば、ほとんどの場合、手術をせずに治療できます。

以下のような症状が見られた場合は、すみやかに医療機関を受診してください。

- ◆泣いたり不機嫌になったりを繰り返す
- ◆嘔吐を繰り返す
- ◆ぐったりして顔色が悪くなる
- ◆血便がでる

5. 留意事項は？

- ・腸重積症の発症を高める可能性のある未治療の先天性消化管疾患や、腸重積症になったことがある方は、接種を控えてください。
- ・ワクチン接種後1週間程度は便中にウイルスが排泄されますが、排泄されたウイルスによって胃腸炎を発症する可能性は低いことが確認されています。念のために、おむつ交換などワクチン接種を受けたお子さんと接した際には、手洗いをするなど注意してください。

6. 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。既に任意で接種していたが、任意も含め必要回数以上の接種を希望する場合、また、接種対象期間を超えての接種を希望する場合などは、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。

接種費用も自己負担（約1万円）となり、その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法にもとづく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね2分の1（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となります。

※給付申請の必要が生じた場合には、子育て支援課へご相談ください。

7. その他

接種後30分間は特に体調の変化がおこりやすいのでご注意ください、接種機関もしくは医師と連絡ができるようにしてください。



予防接種に関するお問い合わせ：京丹後市子育て支援課 TEL0772-69-0370